

郵便入札における説明及び注意事項【事前審査型】

1 郵便入札の概要

入札書は、郵便入札用入札書（和歌山市ホームページ掲載様式）を使用し、案件ごとに、入札公告に記載の「入札書の到着期限（令和8年5月27日）」までに、和歌山中央郵便局（以下「郵便局」という。）に届くように郵送してください。

※市役所及び収集センターへの持参は認めません。

入札書の到着期限までに郵便局へ到着しない場合は、入札に参加できません。

なお、郵便局の保管期間が10日間であるため、入札（開札）日の10日より前に郵送した場合、差出人に返却されますので、ご注意ください。

2 入札及び再度入札

- （1）入札回数は1回とします。ただし、落札者がいない場合は、最大2回の再度入札を行う場合があります。
- （2）再度入札に付する場合は、再度入札を行う旨を直ちに入札参加資格を有する者にFAXで通知しますので、再度入札への参加意思の有無を返信欄に記載しFAXで返信した上で、参加される場合は、再度入札の入札書到着期限（郵便局必着）までに入札書を郵送してください。
- （3）再度入札を実施する場合の入札書到着期限については、FAXで通知します。

3 入札書の記載方法及び注意事項

- （1）入札書へは、和歌山市の競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている本店（主たる営業所）における商号又は名称等を記載してください。ただし、代表者から和歌山市との契約締結権限の委任を受けた者が在籍する支店等が資格者名簿に登録されている場合は、当該支店等における商号又は名称等を記載してください。また、印鑑は入札参加資格申請書にて使用した印鑑を押印してください。
- （2）入札書の日付は、入札日（開札日）を記載してください。（郵便局への差出日や配達指定日ではないのでご注意ください。）

- (3) 入札書の金額は、税抜き価格を記載してください。なお、金額の訂正は認めませんので、記入を誤った際には、新たな入札書を使用してください。
- (4) 郵便入札となるため、代理人での入札はできません。代理人の記載及び押印があるものは無効となります。また、委任状は使用できません。
- (5) くじ番号欄は、落札者となるべき同価の入札が2者以上ある場合に使用しますので、5桁の任意の数字を記載してください。

4 郵送方法

(1) 宛先

〒640-8799 和歌山中央郵便局留

和歌山市 市民環境局 環境部 収集センターストックヤード 宛

※直接、和歌山市役所又は収集センターに持参、郵送された場合は無効となります。

(2) 郵送方法

入札書は、郵便局の窓口で「一般書留郵便」、「簡易書留郵便」のいずれかの方法で郵送してください。

※上記以外の方法（普通郵便、特定記録郵便、持参など）で行った入札は無効となります。

(3) 封筒の記載方法

別紙の「封筒記入例」のとおり記載し、表面に「入札書在中」と**朱書き**してください。
また、裏面に、「開札日時、件名」並びに「入札参加者の商号又は名称及び代表者職氏名、住所」を記載してください。

5 開札

入札書の開札は、立会人の立会いのもと、公告に記載している日時・場所において行います。

6 開札の立会いについて

- (1) 入札参加者で当該開札に立会いを希望される方は、各入札参加者につき1名に限り立会うことができます。

- (2) 立会人は、開札会場に入室する際に、競争入札参加資格確認通知書を係員に提示し、会場内の「立会人受付簿」に会社名及び氏名を記載の上、着席してください。
- (3) 立会いできる方は、入札参加者又は入札参加者の委任を受けた代理人のみとします。代理人が立会いを行う場合は、開札会場に入室する前に立会人委任状（和歌山市ホームページ掲載様式）を提出してください。立会人委任状がない場合は、立会いできません。
- ※ 立会い希望者が多数となった場合は、抽選によるものとします。

7 くじ番号による落札者の決定

別紙のとおり

8 入札への不参加

入札公告に記載した入札書到着期限に入札書が和歌山中央郵便局にない場合は不参加となります。

9 落札結果の通知等

落札者へFAX又は電話により通知します。なお、入札結果（入札結果明細書）は、本市ホームページにおいて、翌日を目途に公表しますので各自ご確認ください。また、入札日の翌日以降、市役所本庁舎1階 総務課（資料コーナー）において入札結果明細書を確認することができます。（※ホームページ掲載終了後は、市役所本庁舎1階 総務課（資料コーナー）で確認してください。）

10 入札の無効及び失格

入札の無効及び失格については、和歌山市調達契約等に関する競争入札（郵送方式）実施要領の別紙で定める入札条件及び本説明及び注意事項によるもののほか、郵便入札においては次に該当する入札書を無効とします。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 実施要領第4条に定める提出方法以外の方法で郵送した入札
- ア 一般書留郵便及び簡易書留郵便以外の郵便物、和歌山中央郵便局留となっていない郵便物、和歌山市役所に直接持参した入札のいずれかに該当する場合の入札

イ 入札案件ごとに封筒を作成せず、一括して複数の入札書を同封した入札

ウ 各封筒に必要事項が記載されていないもの

エ 同一の入札案件について複数の入札書等を提出した入札

オ 各封筒を封かんしていないもの

カ 各封筒に実印又は使用印鑑届出書により届け出ている使用印で封印していないもの

キ 開札日が異なる入札書を同封したもの

ク 入札書に代理人の記載又は押印があるもの

(3) 記名押印を欠いた入札書による入札

(4) 金額を訂正した入札書による入札

(5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(6) 明らかに不正な行為によってされたと認められる入札

(7) その他入札に関する条件に反する入札